

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 水道機工株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 古川 徹
- (3) 所在地 東京都世田谷区桜丘 5 丁目 4 8 番 1 6 号

2 指名停止措置期間 令和 5 年 3 月 2 1 日から令和 5 年 4 月 2 0 日まで（1 ヶ月）

3 事案の概要

水道機工株式会社は、建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するなどして、令和 5 年 2 月 1 0 日に国土交通省関東地方整備局から同法第 2 8 条第 1 項の規定による指示処分及び同条第 3 項の規定による営業の停止命令を受けた。

4 指名停止措置理由

建設業法に違反したとして、令和 5 年 2 月 1 0 日、国土交通省関東地方整備局から監督処分を受けたことは山口市の契約相手方として不相当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 2 9（建設業法違反行為）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内